

進路だより 第1号

平成27年4月22日

倉敷まきび支援学校
進路指導係

新学期がスタートしました。高等部第3学年は卒業後の進路決定を行うための準備がスタートします。今回は、就労するうえで必要な手続きのひとつである求職者登録についてお伝えします。

求職者登録について

高等部第3学年では、就労を希望している生徒に対して、求職者登録を行います。求職者登録は、労働機関を通じて求人票を受け取るために必要な手続きで、事業所との雇用関係の成立（社会保険の適用等）にも欠かせないものです。本来は、学校管轄の公共職業安定所（ハローワーク総社）の窓口で行うものですが、就労を希望する3年生全員がハローワークを訪れると窓口が混乱し、時間もかかるために、本校を会場にして、2名の職業専門官をお招きして開催します。

求職者登録は2か所に分かれ、それぞれ専門官から、現場実習の様子や、卒業後の進路希望などを聞かれます。現場実習の感想や将来の希望などを、専門官に伝えていきます。また、スムーズに求職者登録を行うために、事前に登録関係書類に正確に記入しておくことが大切です。

<提出書類>

- | | | |
|-----------------|------------------------------|-------------------------------|
| ①障害者求職申込書（鉛筆書き） | ・・・ | コンピュータ処理をするため、 <u>HB黒鉛筆</u> で |
| ②確認同意書（ペン書き） | } 印鑑(2種類)・・・ハローワーク間での情報共有のため | |
| ③確認依頼書（ペン書き） | | } 押印 ・・・重度判定を行うため |
| ④療育手帳の写し（全面） | ・・・ | 障害者手帳の確認のため |

※一人につき、20～30分です（時間厳守）。

ちょこっとメモ

重度判定とは

雇用率や助成金制度等、雇用対策上での「重度判定」の意味で、療育手帳Bの判定を受けている方の中でも、雇用対策上の重度に認定される場合があります。重度判定は、ハローワークからの指示で、岡山県障害者職業センター（岡山市内：クレドビル17F）で行われます。

③の書類は、この判定を受けるために必要な書類です。

※雇用対策上の重度判定を受けると、障害者雇用率でのダブルカウント（1人雇用すれば、2人と換算される）ができたり、助成金の額が倍増されたりしますので、事業所側から雇用を優遇される場合があります。本人にとってのデメリットは、一切ありません。